

香川県NPO基金登録団体登録更新申請書

令和8年1月20日

香川県知事 殿

(団体名) 特定非営利活動法人子育てネットくすくす
(代表者職氏名) 草薙 めぐみ 印

香川県NPO基金登録団体の登録の更新を受けたいので、香川県特定非営利活動促進基金運営要綱第20条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

添付資料

- 1 登録団体概要書
- 2 活動状況報告書
- 3 申請要件についての確認書

登録団体概要書

(令和8年1月作成)

(ふりがな) 団 体 名	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人	こそだてねっとくすくす 子育てネットくすくす
代表者職・氏名	理事長 草薙 めぐみ	
主たる事務所の 所 在 地	〒765-0031 香川県善通寺市金蔵寺町 1044 番地 2	
連 絡 先 等	電 話	0877-64-0580
	F A X	なし
	e - mail	jimu@k-kusu.com
	ホームページ	https://www.k-kusu.com
法人設立年月	平成 14 年 3 月	正会員数 35 人
活 動 目 的 (定款に記載された目的)	この法人は、県民及び児童とその家族に対して、子どもの健全育成と子育て支援に関する事業を行い、県民の福祉の増進に寄与する事を目的とする。	
主たる活動分野	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・まちづくりの推進を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動 	
活 動 状 況	主 な 活 動	子育て広場くすくす・子夢の家（つどいの広場事業） 善通寺市利用者支援事業 ファミリー・サポート・センター事業／子育て世帯訪問支援事業 児童デイサービス事業及び放課後等デイサービス事業 相談支援事業所くすくす 子ども食堂／ひとり親等生活困窮家庭への食料支援 など
	活 動 地 域	香川県善通寺市を中心とする香川県全域
	活 動 頻 度	日・祝日・お盆・年末年始等長期休暇を除き年間を通じて活動
	過 去 の 事 業 実 績	H14年 「子育て広場くすくす」（自主運営）開始 H15年 同広場を善通寺市つどいの広場事業として受託 H16年 「子育て支援総合コーディネート事業」（善通寺市より委託）開始 「児童デイサービスすまいる」開始 H17年 香川県みんな子育て応援団大賞受賞 H19年 拠点を善通寺市子ども・家庭支援センター内へ移す H20年 子夢の家開所（善通寺市つどいの広場事業委託） H21年 善通寺市社会福祉協議会社会福祉事業功労賞受賞 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰内閣府特命担当大臣表彰奨励賞受賞 H24年 「すてっぷ」開所 H26年 子育て支援総合コーディネート事業が利用者支援事業へ移行 子どもと家族・若者応援団表彰内閣府特命担当大臣表彰子育て・家族支援部門受賞 H30年 「相談支援事業所くすくす」開始 公益財団法人あしたの日本を創る協会あしたのまち・くらしづくり活動賞振興奨励賞受賞 R元年 「ほっこり食堂」開始 R2年 住友生命「未来を強くする子育てプロジェクト」スミセイ未来大賞厚生労働大臣賞受賞 ひとり親家庭等生活困窮家庭への食品配布事業「ほっこりパントリー」開始 R6年 認定NPO法人格取得 R7年 ファミリーサポートセンター事業／子育て世帯訪問支援事業／子育てホームヘルプサービス事業開始
	今 後 の 活 動 方 針	子どもたちの幸福を第一に考え、そのためには親子を中心とした家族全体への支援が必要であるとの前提に立って、住民同士の支え合いと学び合いに基づく地域子育て環境づくりを目指すとともに、お互いの顔が見える地域社会の再生を図っていくことを基本方針とします。
県 民 へ の P R	上記活動方針のもと、地域に根ざした活動を大切に、市民の参加と協働による子育て支援に取り組みます。また、地域全体で子育てを支えるネットワークづくりに励み、障がいのあるなしに関わらず子育て家庭がともに支え合えるまちをつくりだしていきます。	

(注1) 団体登録された場合、この概要書は、寄附を検討する県民への資料として、公開されます。

(注2) 枠内に記入できない場合は、枠を広げて記入ください。A4版であれば、複数枚になっても結構です。

活動状況報告書

(令和8年1月作成)

団体名 特定非営利活動法人子育てネットくすくす

登録要件	登録要件に関する団体の活動状況等
<p>広く県民を対象とするNPO活動を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て広場くすくす・子夢の家（地域子育て支援拠点事業） アットホームなひろばに親子が集い、他の親子やボランティアと一緒に楽しいひと時を過ごしています。仲間とともにみんなで子育て・子育てしあう親子のセカンドホームです。 ●利用者支援事業 子育て支援コーディネーターが電話、メールでの問い合わせや個別相談にも対応しています。市が開催する健診等で親子に子育て支援情報を紹介しています ●ファミリー・サポート・センター事業 子育ての援助をしてほしい人と、援助をしたい人が会員になり、子育てについて助け合う活動です。 ●子育て世帯訪問支援事業 家事支援や育児・養育支援を行うことが特に必要であると市が認定した家庭に対し、訪問支援員が居宅を訪問し支援を行う活動です。 ●児童発達支援事業 障がいのある児童に対する支援を行う身近な療育の場として位置づけ、障がいのある児童一人ひとりに合った支援を行っています。 ●放課後等デイサービス事業 学校授業終了後又は休業日において障がいのある児童に対して生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流を図っていきます。 ●相談支援事業所くすくす 障がいのあるお子さんが障害児通所支援事業等の福祉サービスを利用するための利用計画を作成したり、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。 ●子ども食堂・ひとり親等生活困窮家庭への食料支援 毎月一回子どもたちが地域の方々と温かい食事を囲み、安心できる居場所や学習支援の機会を提供。また地域の企業・商店等の協力を得ながらひとり親等生活困窮家庭への食料品配布活動を随時行っています。 その他、親同士が協力し合って子育て・子育てを応援する活動を積極的に行っています。
<p>より公益性の高いNPO活動を行っていること</p>	<p>子育てネットくすくすでは普通寺市の委託を受け2カ所の子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）と利用者支援事業、ファミリー・サポート・センター事業を行うとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなども行っています。行政と協働しながらより多くの子育て家庭によりサービスが提供できるよう心がけています。令和6年度の全事業の受益対象者数は年間36,230名と多くの方にサービスを利用して頂きました。</p>
<p>活発なNPO活動を継続的に行い、当該活動に発展性及び模範性があること</p>	<p>子育てネットくすくすは平成14年から子育て支援活動を行うNPOとして23年活動してきました。障がいのあるなしに関わらず子育て・子育てしあうことを大切に活動や、子育て支援コーディネーターの配置、また市母子保健との協働による子育て支援を先駆的に行ってきたことで他県や県内からの視察・見学もあり多くの方に評価して頂いています。今後は上記の各事業を柱に、より子育て家庭にサービスが行き届くよう工夫し、地域支援・多世代交流をはじめとする次世代育成の活動に力を入れて活発な活動を進めていきたいと考えています。</p>

(注1)この報告書は、団体の活動内容が登録要件を満たしているかを審査するための資料として用い、また、団体登録された場合、寄附を検討する県民への資料として、公開されます。

(注2)枠内に記入できない場合は、枠を広げて記入ください。A4版であれば、複数枚になっても結構です。

(注3)活動の状況等が分かる資料等があれば添付ください。

申請要件についての確認書

令和8年1月20日

香川県知事 殿

(団 体 名) 特定非営利活動法人子育てネットくすくす
(代表者職氏名) 草薙 めぐみ 印

当団体は、香川県特定非営利活動促進基金運営要綱（以下「要綱」という。）第14条各号に規定する下記の要件のいずれにも該当することを確認しました。

なお、これらの要件について県において疑義がある場合は、別途、必要な報告をいたします。

記

- 1 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人であって、原則として、その設立の日以後2年を経過しているもの（注1）
（法人設立年月；平成14年 3 月、活動開始年月；平成14年 3 月）
- 2 主たる事務所の所在地が県内であること。
- 3 原則として、主たる活動を行う区域が県内にあること。（注2）
- 4 法第29条第1項（事業報告書等の提出）の規定を遵守し、かつ、その事業報告書等が適正に作成されていること。（注3）
- 5 事業を行うに当たり、その団体の役員、社員等に対し特別の利益を与えていないこと。
- 6 営利を目的とする個人若しくは団体又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと。
- 7 営利を目的とする同一の団体の役員、社員等である役員の合計数が役員の総数の3分の1を超えていないこと。
- 8 法第2条第2項第2号イ及びロに規定する宗教活動及び政治活動のいずれも行っていないこと。（注4）
- 9 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

（注1）法人設立後2年に満たない団体であっても、任意団体として活発なNPO活動を開始した日以後2年を経過している場合は要件を満たします。

（注2）支援先が県外の地域であっても、活動拠点が県内にあり、県内における公益の増進に寄与するNPO活動を行っている場合は要件を満たします。

（注3）要綱の施行の日（平成20年2月1日）以後に行う事業報告書等の提出について適用します。

（注4）法では「主たる目的としないこと」が要件ですが、この制度では、一切行わないことを要件とします。